

## 令和元年度水環境保全活動助成事業募集要領

### (目的)

第1 公益社団法人広島県環境保全センター（以下センターという。）は、地域の水環境保全活動などを行う団体及び個人に、その活動資金を助成し、これらの活動の活発化により、県内の水環境の保全に資することを目的とする。

### (対象事業等)

第2 助成金は、県民もしくは県民の参加する団体であって、水環境保全のための普及啓発、実践並びに水環境調査等の活動を、広島県内において実施する者に対して交付する。ただし、次の団体、活動は除く。

- ①平成30年度以前に助成対象となった団体。
- ②営利を目的とする活動。

### (助成金額)

第3 助成金額は、事業額の3分の2以下で予算の範囲内とする。

ただし、助成金の用途には団体の人件費、維持管理費等の経常的経費は含まない。

助成対象者数は、5団体以内とする。

### (対象期間)

第4 平成31年4月1日から、令和2年3月15日の間に行われた若しくは行われる事業を対象とする。

### (助成金の交付申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者は、水環境保全助成事業費申請書

(別紙1)に関係書類を添えて、令和元年7月19日までにセンターに提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第6 センターは、申請期限後、助成事業審査委員会においてその内容を審査し、助成金の交付対象者を決定する。決定後速やかに結果を申請者に通知する。

(交付の条件)

第7 助成金の交付決定には、次の条件を付する。

- (1) 事業報告書を提出すること。
- (2) 浄化槽維持管理の重要性、その中での法定検査の意義を理解し、申請者が浄化槽管理者である場合は、センターが実施する法定検査を受検すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付の目的を達成すること。

(概算払い)

第8 助成金の交付決定を受けたものからの申請により、必要に応じて、助成金を概算払いする。

(実績報告)

第9 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、助成対象活動終了後、速やかに、水環境保全活動助成事業実施報告書（別紙2）に関係書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(助成金額の確定及び支払)

第10 センターは、前条に規定する報告を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を助成対象者に通知するとともに、助成金を支払うものとする。